

賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の規定
(インフレスライド条項) の適用に係る運用基準

1 目的

この基準は、工事請負契約書第24条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）に基づき、インフレスライドを実施する際の運用基準を定めることを目的とする。

2 適用対象工事

契約書にインフレスライド条項が規定された工事で、かつ原則として、残工期が2月以上あること。

3 定義

(1) 請求日

インフレスライド条項により、請負人が契約金額の変更の請求を書面により提出した日をいう。

(2) 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日ならびに賃金水準および物価水準の変動後単価の基準となる日をいう。なお、基準日は、請求日と同日とすることを原則とするが、請求日から起算して14日以内で発注者と請負者とが協議して定める日とすることができる。

(3) 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とする。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合で、先行指示等により工期延長が明らかなきは、当該工期延長期間を考慮することができる。

(4) 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量をいう。

(5) スライド額

スライド額の算出式に基づき算出した契約変更の対象となる額をいう。

(6) スライド額協議開始日

練馬区が算出したスライド額を請負人に提示し、当該スライド額について協議を開始する日をいう。

4 請求方法

- (1) 請負人がインフレスライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合は、書面（書式1-1）に賃金水準または物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料（書式1-2ほか）を添付し、工事主管部署に提出する。
- (2) 工事主管部署は、スライド額協議開始日および基準日を定め、請求日から7日以内に、書面（書式2-1）により請負人に通知する。
- (3) スライド請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでの間で原則1回行えることとする。ただし、複数回の請求を制限するものではない。

5 出来形数量の確認

- (1) スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、工事主管部署は、請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行う。
- (2) 請負人は、(1)の出来形数量の確認に必要な資料を提出する。
- (3) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。
- (4) 出来形数量の基本的な扱いは、つぎのとおりとする。
 - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱うものとする。
 - イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合は、その数量は発注者の積算に係る数量とする。
 - ウ 各工事におけるアおよびイの詳細については、工事主管部署へ確認すること。
- (5) 請負人の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとする。

6 スライド額の算出

- (1) スライド額は、下記の計算式により算出された金額に消費税および地方消費税を加えた金額とする。

スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料ならびにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更により算出されるものであり、変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。）と変動後残工事金額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超える額とする。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S、P1およびP2は、それぞれつぎの額を表す。

S : スライド額

P 1 : 変動前残工事金額 (契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額) (税抜き)

$$P 1 = \alpha \times Z 1$$

P 2 : 変動後残工事金額 (変動後の賃金または物価等を基礎として算出した (P 1) に相当する額) (税抜き)

$$P 2 = \alpha \times Z 2$$

α : 落札率 (当初契約金額 / 予定価格) (有効数字は積算基準による。)

Z 1 : 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額 (税抜き)

Z 2 : 変動後の賃金または物価等を基礎として算出した (Z 1) に相当する額 (税抜き)

- (2) P 1 および Z 1 の算出に用いる単価は、起工時における練馬区の積算単価とする。
- (3) P 2 および Z 2 は、基準日の物価指数等 (積算に使用する単価の変動率) により定めることとし、残工事に係るすべての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、発注者および請負人の協議に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。
なお、消費税および地方消費税の税率の改正による増額分は除くものとする。
- (4) P 2 および Z 2 を算出する際に用いる単価については、基準日時点の練馬区積算単価とする。
- (5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、発注者および請負人の協議によることとする。
- (6) 練馬区から協議書 (書式 3-1) により請負人にスライド額 (案) を提示する。提示を受けた請負人は、異議のない場合は、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書 (書式 3-2) を提出する。
なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知する (書式 3-3)。
- (7) スライド請求を複数回行う場合は、(1) から (6) までと同様に実施する。その場合スライド額算定においては、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

7 契約変更の時期

契約変更の時期は、原則として、スライド額の決定後に速やかに行うものとする。ただし、精算変更時点で行うこともできるものとする。

なお、議会の議決が必要な案件については、当該議決をもって、契約変更が確定

するものとする。

8 全体スライド条項および単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約書第24条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項に基づくスライド請求をすることができる。
- (2) インフレスライド条項に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第24条第5項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができる。

付 則（平成27年2月10日26練総経第1162号）

この運用基準は、平成27年2月10日から施行する。

付 則（令和5年3月15日4練総経第2311号）

この運用基準は、令和5年3月15日から施行する。